

○追手門学院大学大学院学則

昭和48年4月1日

制定

第1章 総則

第1条 本大学院は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

第2条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

第3条 本大学院の修士課程の標準修業年限は2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は5年とし、これを標準修業年限2年の博士前期課程及び標準修業年限3年の博士後期課程に区分し、標準修業年限2年の博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

3 本大学院において、職業を有している等の事情により、前各項に定める標準修業年限を超えて一定期間に計画的な履修を行い修了することを希望する者には、別に定める長期履修制度の適用を認めることができる。

4 第1項又は第2項の規定にかかわらず、博士前期課程及び修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

第4条 本大学院に次の研究科を置き、専攻を設ける。

(1) 経営・経済研究科 経営・経済専攻

(2) 心理学研究科 心理学専攻

(3) 現代社会文化研究科 現代社会学専攻、国際教養学専攻

2 各研究科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 経営・経済研究科は、経営学・経済学の両分野にわたる基本理論と論理的思考法を

広く学び、企業・団体のビジネス分野あるいは公共機関の政策・経営分野における理論と実践事例の分析力及び課題発見・解決力を培い、プロフェッショナル・キャリア開発の基盤となる自立的研究力を有する高度職業人材を養成することを目的とする。

- (2) 心理学研究科は、心理学の専門資格を有し心理職に就き活躍できる高度専門職業人の養成、知識基盤社会を支える高度な心理学の専門的知識を有する教養人の養成、及び将来は研究者となるための人材を養成することを目的とする。
- (3) 現代社会文化研究科現代社会学専攻は、社会学に関する高度な専門的知識を基盤として、現代社会の全体像を多元的に研究することを通じて、複雑化する様々な社会問題の解決や地域社会の持続性を目指して学術研究する能力を備え、現代社会のイノベーションや地域社会の持続性に寄与する高度専門職業人を養成することを目的とする。また国際教養学専攻は、国際的通用性のある教養と、英語あるいは日本語のより高い運用力を持ち、自らを深く知り、研究をとおして自らを不斷に成長させる人材を育成し、国際共通語としての英語を活用して、世界中の異文化に視野を広げ、他者の価値観を尊重し、自分の生き方が相対化できる高度専門職業人、あるいは国際的視野から日本の伝統文化や最先端の文化及び日本語についてより深く学び、自国文化を積極的に他者に発信することができる高度専門職業人を養成することを目的とする。

3 各研究科においては、大学院設置基準第14条に基づき、夜間その他特定の時間・時期において授業または研究指導を行う等の教育方法の特例による教育を必要に応じて行う。

第5条 各研究科・専攻の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経営・経済研究科	経営・経済専攻	15名	30名	3名	9名
心理学研究科	心理学専攻	25名	50名	3名	9名
研究科	専攻	修士課程			
		入学定員	収容定員		
	現代社会文化研究科	現代社会学専攻	5名	10名	
	国際教養学専攻	5名	10名		
	計	10名	20名		

第2章 学年、学期及び休業日

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は、前期と後期の2学期に分け、期間については別に定める。

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 学院創立記念日（5月29日）
- (4) 本学が定めた夏期、冬期及び春期休業日

2 前項第4号の休業期間は、本学学年暦による。

3 学長は、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第3章 授業科目及び履修単位

第8条 各研究科における授業科目及び大学院共通科目とその単位数は、別表第1のとおりとする。

第9条 博士前期課程又は修士課程においては、各専攻における授業科目について、それぞれの専攻において定めるところにより30単位以上を修得しなければならない。

2 指導教員が研究上特に必要と認めた場合に限り、前条に規定する大学院共通科目を履修することができる。

3 単位の計算及び授業期間等については、追手門学院大学学則（以下「大学学則」という。）第19条及び20条の規定を準用する。

4 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に本大学院または他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として取得した単位を含む）を、研究科委員会の議を経て、15単位を超えない範囲で、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

5 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の議を経て、15単位を超えない範囲で、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

6 前項により本大学院において修得したものとみなす単位数は、第4項に規定する本大学院に入学する前に他の大学院において修得した単位（科目等履修生として取得した単位を含む）と合わせて20単位を超えないものとする。

第10条 経営・経済専攻博士後期課程においては経営・経済研究特別演習12単位を修得し、

心理学専攻博士後期課程においては必修の特別演習12単位を含めて20単位以上を修得しなければならない。なお、単位の計算及び授業期間等については、大学学則第19条及び20条の規定を準用する。

- 2 指導教員が研究上特に必要と認めた場合に限り、第8条に規定する大学院共通科目を履修することができる。

第4章 課程修了の認定、在学年限及び学位

第11条 博士前期課程又は修士課程に2年以上（第3条第4項の場合にあっては1年以上。）在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士の学位論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者をもって、博士前期課程又は修士課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者及び第9条第4項により、本大学院において修得したものとみなす単位数等が別に定める条件を満たす者については、特例として1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項に規定する特定の課題についての研究に関する事項は、要件他各研究科の定めるところによる。
- 3 博士課程に5年（博士前期課程又は修士課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の審査及び試験に合格した者をもって、博士課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、特例として大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

第12条 博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した者に対しては、単位修得満期退学証明書を交付する。

第13条 博士前期課程又は修士課程の在学年限は4年、博士後期課程の在学年限は6年を超えることができない。

第14条 学位論文の審査及び試験については、別に定める。

第15条 課程修了の認定を得た者には、次のとおり学位を授与する。

経営・経済研究科

経営・経済専攻 博士前期課程 修士（経営学）、修士（大学経営）、修士（経済学）
又は修士（地域政策）

経営・経済専攻 博士後期課程 博士（経営学）、博士（経済学）又は博士（地域政策）

心理学研究科

心理学専攻 博士前期課程 修士（心理学）

心理学専攻 博士後期課程 博士（心理学）

現代社会文化研究科

現代社会学専攻 修士課程 修士（社会学）又は修士（地域創造学）

国際教養学専攻 修士課程 修士（国際コミュニケーション）又は修士（文学）

第16条 前条に定めるほか、本大学院の博士課程の課程を経ないで博士の学位を得ようとする者に対しては、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認したときは、博士の学位を授与する。

2 前項及び前条による学位及び学位授与に関しては、本学則に定めるもののほか、本大学学位規程の定めるところによる。

第5章 教員免許状授与の所要資格の取得

第17条 本大学院において、中学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者が、当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする場合、また高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者が、当該免許教科に係る高等学校専修免許状授与の所要資格を取得しようとする場合は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において、授与資格を取得できる中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の教科は、次のとおりとする。

研究科		免許状の種類	教科
経営・経済研究科	経営・経済専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民・商業
心理学研究科	心理学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
現代社会文化研究科	現代社会学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
	国際教養学専攻	中学校教諭専修免許状	英語・国語

第6章 入学、休学、退学及び転学

第18条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

第19条 本大学院の博士前期課程又は修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (10) 大学に3年以上在学した者であって、本大学院において所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められた者
- (11) 本大学院における個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

第20条 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院において、学修歴、社会での実績等に基づく個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

第21条 本大学院の博士前期課程、修士課程又は博士後期課程に入学を出願する者は、指定の期日までに本学で定める出願書類を提出しなければならない。

第22条 入学志願者に対して、検定を行い選抜する。検定の方法は、別に定める。

2 入学は、研究科委員会の意見を聴き学長が決定する。

第23条 本大学院に入学を許可された者は、指定の期日までに所定の入学手続をしなければならない。

2 前項の入学手続を履行しない者は、入学の許可を取り消す。

第24条 病気その他やむを得ない理由で修学できない場合は、休学願を研究科長に提出し、その許可を得てその学期又はその年度を休学することができる。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は、引き続き2年を超えることができない。

3 休学の期間は、博士前期課程、修士課程又は博士後期課程について、それぞれ通算して3年を超えることができない。

4 休学の期間は、在学年数に算入しない。

第25条 休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、復学願を研究科長に提出し、その承認を得なければならない。

第26条 休学中は、授業料その他の学費を減免する。

2 前項により減免する授業料その他の学費及びその額は、別にこれを定める。

第27条 退学しようとする者は、その事由を具して学長に願い出で、許可を受けなければならない。

第28条 前条により退学した者又は除籍された者が同一の専攻に再入学を願い出たときは、退学又は除籍後2年以内に限り、審査の上許可することがある。ただし、博士前期課程又は修士課程にあっては在学4年を超えて、博士後期課程にあっては在学6年を超えて除籍された者は、再入学を許可しない。

2 前項により退学した者又は除籍された者が、再入学を希望するときは、所定の用紙に保証人連署の上、願い出なければならない。

第29条 本大学院の博士後期課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得した者が、博士論文提出のため引き続き在学しようとするときは、学年度末までに所定の手続を経なければならない。

2 前項の手続を履行しない者は、学年度末をもって退学した者として取り扱う。

第30条 前条第2項により退学した者が、再入学を希望するときは、所定の用紙に保証人連署の上、願い出で許可を受けなければならない。

2 前条第2項により退学した者の再入学の時期は、毎学年度の始めとする。

第31条 他の大学の大学院へ入学又は転学を志望するときは、学長の許可を受けなければならない。

第32条 他の大学の大学院より本大学院への転学は、欠員がある場合に限り、選考の上許可することがある。

第7章 委託生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人特別学生

第33条 学校、官庁その他の公共団体等から本大学院の特定の学科目を指定して修学を委託されたときは、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

第34条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の特定の授業科目を指定して履修を願い出る者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生がその履修した授業科目の試験を受け、合格した授業科目については、単位を与える。

第35条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の特定の授業科目を指定して聴講を願い出

る者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

第36条 本大学院において研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

第37条 外国人で第19条に定める資格を有する者が、第22条によらないで本邦所在の外国公館の推薦により出願するときは、選考の上、外国人特別学生として入学を許可することがある。

2 外国人特別学生には、本学則の規定を準用する。

第38条 委託生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人特別学生に関する規則は、この学則に定めるもののほか別に定める。

第39条 第1条、第2条、第4条、第6条から第8条まで、第9条第2項、第23条、第27条及び第45条から第54条までの規定は、委託生、科目等履修生、聴講生及び研究生に準用する。

2 前項に定める規定のほか、第18条の規定は、委託生及び聴講生に準用し、第19条の規定は、委託生、科目等履修生及び聴講生に準用する。

第8章 入学検定料、入学金、授業料等

第40条 本大学院に入学を出願する者は、入学検定料を納付しなければならない。

2 前項に定める入学検定料の額については、追手門学院大学授業料等納付規程にこれを定める。

3 既納の入学検定料は、いかなる事情があっても返付しない。

第41条 本大学院に入学を許可された者は、入学金及び所定の学費を納付しなければならない。

2 博士前期課程、修士課程及び博士後期課程の入学金は、100,000円とする。ただし、学校法人追手門学院が設置する学校を修了・卒業・卒園した者については、免除とする。

第42条 学生は、授業料その他所定の学費を納付しなければならない。

第43条 授業料その他学費の額は、別表第2のとおりとし、その徴収及び第3条第3項に規定する長期履修制度の授業料等については、別にこれを定める。

2 博士前期課程及び修士課程において、所定の期間在学し、所定の単位を修得した者が、修士論文審査のため引き続き在学するときの授業料その他学費は、指導教授の申し出により、研究科委員会の承認を経て、1年以内に限り、最終年次に適用していた学費の4分の1の額とする。

3 博士後期課程において、所定の期間在学し、所定の単位を修得した者が、博士論文提出

のため引き続き在学するときの授業料その他の学費は、最終年次に適用していた学費の4分の1の額とする。

- 4 前2項の規定に関わらず、第3条第3項に規定する長期履修制度の適用許可を受けた者については、別にこれを定める。

第44条 委託生、科目等履修生、聴講生及び研究生の納付する学費については、大学学則第53条の規定を準用する。

第45条 既納の入学金、授業料その他の学費は、いかなる事情があっても返付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本大学院に入学を許可された者が指定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、その請求により入学金を除く授業料その他の学費を返付する。

- 3 前項の返付に関する取扱いは、別に定める。

第9章 賞罰及び除籍

第46条 賞罰及び除籍については、大学学則第63条から第66条までの規定を準用し、同学則第65条中当該学部会議を当該研究科委員会に、同学則第66条第1号中8年を博士前期課程又は修士課程にあっては4年に、博士後期課程にあっては6年に、それぞれ読み替えるものとする。

第10章 教員組織

第47条 本大学院研究科の教員は、本大学の教授、准教授及び講師の中からこれに充てる。

- 2 大学院に大学院長を置くことができる。
3 大学院長に関する規程は、別に定める。
4 研究科に研究科長を置く。研究科長の選出方法は別に定める。
5 研究科長は、研究科の運営にあたる。

第11章 委員会

第48条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、学長の諮問機関とする。
3 研究科委員会に関する事項は、追手門学院大学大学院研究科委員会規程に定める。

第49条 本大学院に大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会は、学長の諮問機関とする。
3 大学院委員会に関する事項は、追手門学院大学大学院委員会規程に定める。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、改正後の第27条の規定は、昭和50年度に入学しようとする者から適用する。
- 2 昭和50年3月31日以前から引き続き在学する者にかかる授業料その他の納付金の額は、なお、従前のとおりとする。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年6月29日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年6月24日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年12月13日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1995年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1998年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1999年4月1日から施行する。

(経済学研究科経営学専攻修士課程の存続に関する経過措置)

- 1 経済学研究科経営学専攻修士課程は、この学則による改正後の第5条の規定にかかわらず、1999年3月31日に当該研究科専攻課程に在学する者が、当該研究科専攻課程に在学しなくなる日までの間存続するものとする。
(1999年3月31日に在学する者の経過措置)
- 2 1999年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、1999年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、2000年4月1日から施行する。

(経済学研究科経済学専攻修士課程の存続に関する経過措置)

- 1 経済学研究科経済学専攻修士課程は、この学則による改正後の第5条の規定にかかわらず、2000年3月31日に当該研究科専攻課程に在学する者が、当該研究科専攻課程に在学しなくなる日までの間存続するものとする。
(2000年3月31日に在学する者の経過措置)
- 2 2000年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2006年4月1日から施行する。

(経済学研究科経営学専攻博士課程の存続に関する経過措置)

- 1 経済学研究科経営学専攻博士課程は、この学則による改正後の第5条の規定にかかわらず、2006年3月31日に当該研究科専攻課程に在学する者が、当該研究科専攻課程に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

(2006年3月31日に在学する者の経過措置)

- 2 2006年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2006年4月1日から施行する。

(2007年3月31日に在学する者の経過措置)

2007年3月31日在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、従来の学則を適用する。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2006年12月22日から施行する。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2008年4月1日から施行する。

(文学研究科心理学専攻修士課程の存続に関する経過措置)

1 文学研究科心理学専攻修士課程は、この学則による改正後の第5条の規定にかかわらず、2008年3月31日に当該研究科専攻課程に在学する者が、当該研究科専攻課程に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

(2008年3月31日に在学する者の経過措置)

2 2008年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、従来の学則を適用する。

附 則

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2011年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 2013年3月31日在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、従来の学則を適用する。

附 則

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2014年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2017年4月1日から施行し、心理学研究科心理学専攻博士後期課程の設置に伴う改正規定は、2017年4月1日以降の入学生に適用する。

(2017年3月31日に在学する者の経過措置)

2017年3月31日に心理学研究科心理学専攻修士課程に在学する者については、この学則の改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は2018年4月1日から施行する。

2 この学則による文学研究科から現代社会文化研究科、社会学専攻から現代社会学専攻、及び英文学専攻から国際教養学専攻への名称変更に伴う改正規定は、2018年度入学生から適用する。

3 文学研究科中国文化専攻は、この学則による改正後の第4条の規定にかかわらず、2018年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日まで間存続するものとする。

4 2018年3月31日に文学研究科社会学専攻、中国文化専攻、及び英文学専攻に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2017年7月1日から施行する。

附 則

1 この学則は2018年4月1日から施行する。

2 経済学研究科及び経営学研究科は、この学則による改正後の第4条の規定にかかわらず、2018年3月31日にそれぞれの研究科に在学する者が、当該研究科に在学しなくなる日まで間存続するものとする。

3 2018年3月31日に経済学研究科経済学専攻及び経営学研究科経営学専攻に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 別表第1(4)現代社会文化研究科の改正については、2018年3月31日に文学研究科に在学する者にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 2019年3月31日に現代社会文化研究科現代社会学専攻及び国際教養学専攻に在籍する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 2020年3月31日に現代社会文化研究科国際教養学専攻に在籍する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2021年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

授業科目及び単位数

(1) 大学院共通科目

① 博士前期課程・修士課程

専攻	授業科目	単位数
共通	Academic English特論	4

(2) 経営・経済研究科

① 博士前期課程

専攻	授業科目	単位数
経営・経済専攻	経営・経済研究入門（経営）	2
	経営・経済研究入門（経済）	2
	経営・経済研究基礎I	2
	経営・経済研究基礎II	2

初級マクロ経済学研究	2
初級ミクロ経済学研究	2
経営学研究	2
マーケティング論研究	2
財務会計論研究	2
企業法務研究	2
産業社会心理学研究	2
統計学研究	2
国際経営論研究	2
経営戦略論研究	2
人的資源管理論研究	2
経営組織論研究	2
マーケティング情報論研究	2
管理会計論研究	2
経営分析論研究	2
社会情報システム研究	2
商法研究	2
内部統制論研究	2
金融法務研究	2
経営戦略論研究（大学経営）	2
経営管理論研究（大学経営）	2
高等教育論	2
大学職員論	2
キャリア開発支援論	2
高等教育統計解析	2
中級マクロ経済学研究	2
中級ミクロ経済学研究	2
計量経済学研究	2
経済政策研究	2
財政学研究	2

国際金融論研究	2
ファイナンス論研究	2
地域政策研究	2
都市政策研究	2
地域経営研究	2
中堅・中小企業経営研究	2
広告心理学研究	2
ネゴシエーション論研究	2
ERPビジネスプロセス研究	2
債権法研究	2
会社法研究	2
高等教育政策と制度	2
大学の財務・会計	2
経済史研究	2
租税論研究	2
地方行政研究	2
都市計画研究	2
経営・経済研究演習 I	2
経営・経済研究演習 II	2
経営・経済研究演習 III	2
経営・経済研究演習 IV	2

② 博士後期課程

専攻	授業科目	単位数
経営・経済専攻	経営・経済研究特別演習 I	2
	経営・経済研究特別演習 II	2
	経営・経済研究特別演習 III	2
	経営・経済研究特別演習 IV	2
	経営・経済研究特別演習 V	2
	経営・経済研究特別演習 VI	2

(3) 心理学研究科

① 博士前期課程

専攻	授業科目	単位数
心理学専攻	臨床心理学コース	
	臨床心理学特論1	2
	臨床心理学特論2	2
	臨床心理面接特論1（心理支援に関する理論と実践）	2
	臨床心理面接特論2	2
	臨床心理アセスメント演習1（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2
	臨床心理アセスメント演習2	2
	臨床心理基礎実習	2
	臨床心理実習1（心理実践実習）	1
	臨床心理実習2	1
	臨床心理学研究法特論1	2
	臨床心理学研究法特論2	2
	心理統計法特論	2
	認知心理学特論	2
	言語発達支援論	2
	発達進化特論	2
	社会心理学特論	2
	犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2
	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2
	神経生理学特論	2
	障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2
	投映法特論	2
	心理療法特論1	2
	心理療法特論2	2
	臨床心理アセスメント実習Ⅰ1（心理実践実習）	1

臨床心理アセスメント実習Ⅰ2（心理実践実習）	1
臨床心理アセスメント実習Ⅱ1（心理実践実習）	1
臨床心理アセスメント実習Ⅱ2（心理実践実習）	1
臨床心理実践基礎実習（心理実践実習）	1
臨床心理実践応用実習（心理実践実習）	1
臨床心理学コース演習1	1
臨床心理学コース演習2	1
臨床心理学外短期実習（心理実践実習）	1
臨床心理地域援助特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2
学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2
産業心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2
ガイダンス特論（心の健康教育に関する理論と実践）	2
学校カウンセリング特論（心理支援に関する理論と実践）	2
社会認知神経科学特論	2
上級集団力学演習	2
上級対人行動学演習	2
生涯発達・生涯教育心理学コース	
生涯発達・生涯教育心理学研究演習	1
生涯発達・生涯教育心理学コース演習1	1
生涯発達・生涯教育心理学コース演習2	1
記憶と言語	2
認知心理学特論	2
臨床発達心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2
神経生理学特論	2
発達進化特論	2
言語発達特論	2
言語発達支援論	2
臨床発達支援特論	2

社会認知神経科学特論	2
教育心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2
学校心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2
ガイダンス特論（心の健康教育に関する理論と実践）	2
学校カウンセリング特論（心理支援に関する理論と実践）	2
カウンセリング技法演習（心理支援に関する理論と実践）	2
生涯教育心理学演習	2
生涯発達心理学演習	2
社会認知神経科学演習	2
発達教育アセスメント演習1（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2
発達教育アセスメント演習2（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2
発達教育心理実践実習Ⅰ1（心理実践実習）	1
発達教育心理実践実習Ⅰ2（心理実践実習）	1
発達教育心理実践実習Ⅱ1（心理実践実習）	1
発達教育心理実践実習Ⅱ2（心理実践実習）	1
臨床心理学外短期実習（心理実践実習）	1
精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2
障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2
学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2
社会心理学特論	2
環境心理学特論	2
犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2
対人行動学特論	2
産業心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2
臨床心理地域援助特論（家族関係・集団・地域社会における援助）	2

る心理支援に関する理論と実践)	
心理統計法特論	2
集団力学特論	2
社会・環境・犯罪心理学コース	
社会・環境・犯罪心理学コース演習I	2
社会・環境・犯罪心理学コース演習II	2
社会心理学特論	2
環境心理学特論	2
犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2
対人行動学特論	2
産業心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2
臨床心理地域援助特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2
心理統計法特論	2
集団力学特論	2
上級社会心理学演習	2
上級環境心理学演習	2
上級犯罪心理学演習	2
上級対人行動学演習	2
上級集団力学演習	2
精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2
障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2
記憶と言語	2
認知心理学特論	2
臨床発達心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2
神経生理学特論	2
言語発達特論	2

言語発達支援論	2
臨床発達支援特論	2
社会認知神経科学特論	2
教育心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2
学校心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2
ガイダンス特論（心の健康教育に関する理論と実践）	2
学校カウンセリング特論（心理支援に関する理論と実践）	2
カウンセリング技法演習（心理支援に関する理論と実践）	2
生涯教育心理学演習	2
生涯発達心理学演習	2
発達教育アセスメント演習1（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2
発達教育アセスメント演習2（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2
発達教育心理実践実習Ⅰ1（心理実践実習）	1
発達教育心理実践実習Ⅰ2（心理実践実習）	1
発達教育心理実践実習Ⅱ1（心理実践実習）	1
発達教育心理実践実習Ⅱ2（心理実践実習）	1
臨床心理学外短期実習（心理実践実習）	1

② 博士後期課程

専攻	授業科目	単位数
心理学専攻	認知・脳科学特別研究	4
	社会心理学・集団力学特別研究	4
	発達心理学・発達支援特別研究	4
	認知・脳科学特別演習Ⅰ	4
	認知・脳科学特別演習Ⅱ	4
	認知・脳科学特別演習Ⅲ	4
	社会心理学・集団力学特別演習Ⅰ	4
	社会心理学・集団力学特別演習Ⅱ	4
	社会心理学・集団力学特別演習Ⅲ	4

発達心理学・発達支援特別演習 I	4
発達心理学・発達支援特別演習 II	4
発達心理学・発達支援特別演習 III	4

(4) 現代社会文化研究科

専攻	授業科目	単位数
現代社会学専攻	現代社会学総論	2
	社会調査法演習	2
	研究演習 I	2
	研究演習 II	2
	研究演習 III	2
	研究演習 IV	2
	理論社会学研究	2
	家族社会学研究	2
	市民社会研究	2
	地域社会学研究	2
	組織社会学研究	2
	医療と社会研究	2
	社会と規範研究	2
	犯罪社会学研究	2
	科学社会学研究	2
	多変量解析演習	2
	質的調査法演習	2
	スポーツ文化論研究	2
	社会文化理論研究	2
	コミュニケーション論研究	2
	メディア社会研究	2
	文化社会学研究	2
	消費社会論研究	2
	表現文化論研究	2
	文化資源活用研究	2

	地域文化政策研究	2
	地域コミュニティ研究	2
	地域デザイン研究	2
	地域開発研究	2
	都市計画研究	2
	地域創造事例研究	2
	観光資源研究	2
	観光まちづくり研究	2
	観光行動研究	2
	観光産業研究	2
	観光政策研究	2
	観光学文献研究	2
	地域創造学文献研究	2
国際教養学専攻	国際教養学基礎	2
	国際日本学基礎	2
	研究演習 I	2
	研究演習 II	2
	研究演習 III	2
	研究演習 IV	2
	英語学研究	2
	言語学研究	2
	応用言語学研究	2
	第二言語習得論研究	2
	英語教育学研究	2
	英語教授法研究	2
	英語教材論研究	2
	英米文学研究	2
	英米文化研究	2
	国際コミュニケーション論研究	2
	自然言語処理研究	2

国際文化地理学研究	2
意味論・語用論研究	2
形態論・統語論研究	2
コミュニケーション文法論研究	2
日本語日本文化総合演習 I	2
日本語日本文化総合演習 II	2
日本語学研究	2
日本詩歌研究	2
日本物語・小説研究	2
日本近現代文学研究	2
日本受容文化論研究	2
日本文化史研究	2
日本現代文化論研究	2
日本芸能研究	2
日本学研究	2
クールジャパン研究	2
ポップカルチャー研究	2

別表第2（第43条関係）

博士前期課程、修士課程又は博士後期課程に適用する。

入学年度	2013年度以降
授業料その他の学費	
授業料	円 500,000
施設設備充実資金	100,000
計	600,000
実験実習費	
(心理学専攻)	30,000

1 社会人入試による入学者に対する授業料減免については別に定める。